発展を目指す企業家のための経営指南役

社外重役

Selected Clients & Professionals Relationship

No. 906

平成29年4月3日 (月曜日)

発 行)株 式 会 社 ノ ー ス ア イ ラ ン ド東京本社)東京都千代田区丸の内2-4-1 丸ビル10F Tel.03-3216-2004 Fax.03-3216-0439 大阪支社)大阪市北区中之島3-3-23 中之島ダイビル9F Tel.06-6448-2004 Fax.06-6448-0539

F P

社会貢献につながる新たな投資手法「ソーシャル・インパクト・ボンド」とは?

資産運用の目的がリターンであることは疑いようがない。しかし、単に資産を増やすだけでなく、社会貢献にも寄与できるとしたら、投資のしがいがあるといえないだろうか。そんな意義深い投資手法のひとつが、「ソーシャル・インパクト・ボンド」(SIB)である。官民連携のスタイルが特長で、アメリカでは刑務所の受刑者更生プログラムに用いられ、再犯率の低下に応じて自治体が投資家に配当を支払う事例もある。

実は、日本にもこのSIBが導入されつつある。 旗振り役を担っているのは経済産業省。ヘルスケア分野での導入を推進しており、2017年度から 「成果連動型かつ複数年度契約による日本初の 本格的なSIB」が複数の自治体で導入される予定。

この分野での導入が進められる背景には、高齢化とともに膨らみ続ける社会保障費の問題がある。とりわけ、医療費は一般会計予算の4割以上となる40兆円を突破。これをいかに削減するかがわが国の大きな課題となっている。

非常に深刻な問題だが、ビジネス的な観点で考えれば、削減することでかなりの金額を生み出せる状態とも言える。「医療費削減」というミッションを掲げたSIBの仕組みが上手く機能すれば、かなりの配当が期待できるだけでなく大きな社会貢献にもなる。新たな投資先として、SIBにかかる期待は大きいのではないだろうか。

税務会計

確定申告の内容の再チェックを! 過少申告・無申告加算税の取扱い

2016年分所得税の確定申告は3月15日に終了したが、申告内容を再チェックすることも必要だ。

例えば、税額を少なく申告していたときは、「修 正申告」をして正しい税額に修正する。修正申告に よって新たに納付する税額には、法定納期限の翌日 から完納する日までの期間について延滞税がかか るので、併せて納付する必要がある。

修正申告をしたり、税務署から申告税額の更正を受けたりすると、新たに納める税金のほかに過少申告加算税がかかる。この過少申告加算税の金額は、新たに納めることになった税金の10%相当額だが、新たに納める税金が当初の申告納税額と50万円とのいずれか多い金額を超えている場合は、その超えている部分については15%になる。

また、税務署の調査前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税はかからない。ただし、2017年1月1日以後に法定申告期が到来するもの(2016年分以後)については、調査の事前通知後の場合は、50万円までは5%、50万円を超える部分は10%の割合を乗じた金額の過少申告加算税がかかる。

一方、申告期限から1ヵ月以内に行われた自主的な申告であり、納付すべき税額は期限内に全額納付しているなど、期限内申告の意思があったと認められる場合には、無申告加算税は課されない。それ以外に期限後申告となった場合は、納める税金のほかに、原則、納付税額の15% (50万円超の部分は20%)の無申告加算税が課される。

今週のキーワード

ソーシャル・ インパクト・ボンド 官民連携の社会的インパクト投資手法のひとつ。行政サービスを民間のNPOや社会的事業者に委託し、民間の資金提供者から調達した資金を基に事業を行う。ミッションをクリアすれば、資金提供者に報酬が支払われる仕組みである。逆に、ミッションを達成できなければ、資金提供者はリターンを受けることができない。2010年に大幅な公費削減が迫られたイギリスで始まった制度で、現在の実施規模は欧米を中心とする世界16カ国・60案件・220億円以上にものぼる。